

第23期佐世保市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 平成30年2月27日(火)13時30分から17時40分

2 開催場所 佐世保市役所 1階 イベントホール

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(16名)

江上地区	北村 憲治	皆瀬地区	山口 良行
宮地区	坂口 要	中里地区	永田富士夫
三川内地区	中里 政義	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
早岐地区	久野 利幸	吉井地区	近藤 博
日宇地区	磯本 安男	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	松永 豊吉(第80号議案より出席)	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(2名)

針尾地区	原 和文
宇久地区	菅 徳雄

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	堤 正英
事務局主幹	中里 忠義

事務局副主幹 坂井 通利
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 小村 貴光
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第79号議案 佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価及び推進委員の決定について
第80号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第81号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第82号議案 農地改良届について
第83号議案 非農地証明願について
第84号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第85号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第86号議案 非農地通知の取消について
第87号議案 非農地通知について
第88号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第89号議案 納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について
第90号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について
第91号議案 農用地利用集積計画(案)について
第92号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第93号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第9回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さまこんにちは。今年はたいへん寒い日が続いていましたが、今日はやっと春らしい天気になりました。まだ少しは寒さがあるかと思いますが、あとわずかです。農家にとりましては大変忙しい時期に入ってきます。2月というのは農閑期ということで、営農組合長会の研修や私たちも先般視察研修を行ったわけですが、2月は逃げ月と言うようにすぐ3月に入ってまいります。そのような中で今日は総会ということでご出席をいただきましてありがとうございます。

今日は時間が長くなるかと思えます。と言いますのは、加藤推進委員の代わりに新しい推進委員さんを皆さんに承認していただき、また、新聞等でもご存知かと思えますが宇久島の太陽光発電について、市としても対応していかないといけないということで、企画部から今までの経過なり計画なりを、企画部長をはじめ出席いただきまして説明をしていただきたいと思います。

そして、農業振興地域整備計画の見直しということで今月申出があがっているわけですが、それに対する基本的な考え方を、農林水産部としてこの宇久のメガソーラーの書類の受付をした経過なり、農振の除外につき基本的な考え方を説明していただく段取りにしております。

その後審議をしていただくこととなりますので、たいへん長時間に亘るかと思えますが、休会をしながら進めたいと思えますので最後までご審議よろしく願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日欠席委員はございませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。なお、委員定数には関係ございませんが、針尾地区の原和文推進委員、宇久地区の菅徳雄推進委員が欠席です。以上です。

副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。19番大宅委員、1番有馬委員、補充として2番川上委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。

第79号議案「佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価及び推進委員の決定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。第79号議案「佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価及び推進委員の決定について」ご説明いたします。

今回、昨年12月末日をもって佐世保地区の農地利用最適化推進委員の加藤照明推進委員

が辞任されましたことから、欠員に伴う推進委員補充のため、平成30年1月9日から2月5日までの期間、募集を行った結果、議案の下方の※参考のところをご覧ください。

ここに記載のとおり、JA佐世保地区営農組合長会より、松永豊吉氏を推薦する旨の届出が1件あっております。

今回、まず先に、この者の評価を行い、一旦、推進委員予定者となったのち、その後推進委員としての決定を行っていただくこととなります。

それでは1番目、佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価についてでございます。

推薦書の届出後、この者の資格調査を4項目で行っておりますので報告いたします。

1番目に農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するもので、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のため活動できる者であるか否かについて、資格審査を行い、経歴、農業経営の状況、推薦の理由等を考慮した結果、適任者であると判断しております。

2番目に破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるか否かについて、資格審査を行った結果、該当しておりませんでした。

3番目に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であるか否かについて、資格審査を行った結果、該当いたしておりませんでした。

4番目に「佐世保市暴力団排除条例」に規定された暴力団員、およびこれらと密接な関係を有するものであるか否かについて、資格審査を行った結果、該当いたしておりませんでした。

資格審査については、以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明があった佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価及び決定について、まずは、評価を行なってまいります。
佐世保地区の農業委員の意見をお願いします。

7番 　7番川口です。この方は、専業農家で主に水稻をされております。農協の営農組合長や共済組合の総代でありますとか、町内会長も経験されるなど、地域に精通しており推進委員として適任者であると思います。

議長 　では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 　なし

議長 　それでは、採決に入ります。松永豊吉さんを佐世保地区の推進委員予定者として賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 　（挙手多数）

議長 　ありがとうございます。それでは、松永豊吉さんを佐世保地区の推進委員予定者として決定します。

評価が終わりましたので、次に、推進委員の決定を行ってまいります。

ただ今、評価いたしました佐世保地区の推進委員予定者の松永豊吉さんを推進委員とすることに対し、何かご意見等がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、ご異議ない方の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数と認めます。よって第79号議案「佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価及び決定について」は提案どおり決定いたします。

議長 本人に対し委嘱状交付を行います。

なお、再開後は、議案審議に入る前に、市企画部並びに農林水産部より、宇久地区における太陽光発電設備設置に関する説明と農業振興地域整備計画変更に関する説明を行なってまいりますので、よろしくお願ひします。

また、その後の議事の進行についてですが、農林水産部から農業振興地域整備計画変更に関する説明があることから、農業振興地域整備計画変更に係る第84号議案並びに第85号議案について先に審議させていただきたいと思ひます。

では、13時50分から再開します。

～一時休会・委嘱状交付～

議長 では、再開します。

さきほど申し上げましたように、市企画部並びに農林水産部から、宇久地区における太陽光発電設備設置に関する説明と農業振興地域整備計画変更に関する説明を行ってまいりますのでよろしくお願ひします。

～企画部説明～

～農林水産部説明～

議長 ありがとうございます。

この後、一時休憩を挟みまして、市からの説明を踏まえての農業委員会としての対応等について協議を行いたいと思ひます。

では、一時休会します。再開は15時30分からとします。

～一時休会～

議 長 　　では、再開いたします。
事務局長よろしく申し上げます。

～協議(進行:事務局)～

議 長 　　議事を再開します。
第84号議案「佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 　　はい、第84号議案佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、針尾地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の一筆の一部。地目は台帳畑、現況原野。面積は496㎡。転用目的は一般住宅用地。耕作者なし。農地区分は農用地の樹園地。除外後は第2種農地。場所は名倉集会所付近。変更理由は当該地への住宅建設を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、住宅の建設です。

2番、江上地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は台帳田、現況休耕。面積は2筆合計277㎡。転用目的は太陽光発電施設用地。耕作者なし。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は大浦公民館付近。変更理由は当該地への太陽光発電所建設を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、太陽光発電所の建設です。

3番、柚木地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小舟町の2筆。地目は台帳田、畑、現況田、畑。面積は2筆合計415㎡。転用目的は一般住宅用地。耕作者あり。農地区分は農用地の田。除外後は第1種農地。場所は小舟町一組公民館付近。変更理由は当該地への住宅建設を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、住宅の建設です。

4番、中里地区。こちらが先ほど協議しました、緩和条例適用による案件です。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町。地目は台帳田、現況畑。面積は975㎡。転用目的は共同住宅用地。耕作者あり。農地区分は農用地の田。除外後は第3種農地。場所は皆瀬町一組公会堂付近。変更理由は当該地への共同住宅建設を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、共同住宅の建設です。

5番、相浦、九十九地区。こちらも緩和条例適用による案件です。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は台帳田、現況休耕。面積は2筆合計1,102㎡。転用目的は建売住宅用地。耕作者なし。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は佐世保特別支援学校付近。変更理由は当該地への住宅建築を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、住宅の建設です。

6番、相浦、九十九地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の2筆。地目は台帳田、現況休耕。面積は2筆合計1,880㎡。転用目的は資材置場用地。耕作者なし。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は小野町公民館付近。変更理

由は当該地への事業用資材置場の確保を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、資材置場の確保です。

7番、相浦、九十九地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は台帳田、現況休耕。面積は234㎡。転用目的は駐車場用地。耕作者なし。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は小野町公民館付近。変更理由は当該地への事業用車両の駐車場の確保を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、事業用車両の駐車場です。なお、5番から7番の案件につきましては、大宅委員が申出を代行されています。

8番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町下原。地目は台帳畑、現況休耕。面積は282㎡。転用目的は農家住宅用地。耕作者なし。農地区分は農用地の畑。除外後は第2種農地。場所は釜土池付近。変更理由は当該地への農家住宅建築を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、農家住宅の建設です。

9番、吉井地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町吉元。地目は台帳畑、現況畑。面積は574㎡。転用目的は農家住宅用地。耕作者あり。農地区分は農用地の畑。除外後は第2種農地。場所は清二郎池付近。変更理由は当該地への農家住宅建築を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、農家住宅の建設です。

10番、世知原地区。こちらは先ほど農業畜産課から説明があった案件です。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町上野原の10筆。地目は台帳畑、山林、雑種地、原野、現況畑、山林、雑種地。面積は10筆合計30,463㎡。転用目的は太陽光発電施設用地。耕作者あり。農地区分は農用地の樹園地。除外後は第2種農地。場所は板山配水池付近。変更理由は当該地への太陽光発電所建設を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、太陽光発電所の建設です。こちらにつきましては、地域から反対の意見が提出されている状況ですが、農地転用の審査における、隣接農地への被害等につきましては、特に問題ないものと事務局としては判断しております。

11番、世知原地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町檜巻の2筆。地目は台帳田、現況田。面積は2筆合計1,040㎡。転用目的は農家住宅用地。耕作者あり。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は檜巻集落センター付近。変更理由は当該地への農家住宅建築を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、農家住宅の建設です。

12番、江迎地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋の5筆。地目は台帳田、現況田。面積は5筆合計1,686㎡。転用目的はコンビニエンスストア用地。耕作者あり。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は東岩崎公民館付近。変更理由は当該地へのコンビニエンスストア建設及び駐車場の確保を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、コンビニエンスストアの建設及び駐車場の確保です。

13番、江迎地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町北平の一筆の一部。地目は台帳田、現況休耕。面積は332㎡。転用目的は一般住宅用地。耕作者なし。農地区分は農用地の田。除外後は第2種農地。場所は高岩公園付近。変更理由は当該地への住宅建設を望むもの。変更内容は農用地区域からの除外、住宅の建設です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、今回5番、6番、7番の相浦・九十九地区の案件は大宅委員が申請を代行されていますので、先に審議します。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の意見を求めます。5番、6番、7番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。

5番の案件ですが、2月22日と24日に伊賀崎推進委員と現地を見てまいりました。

まず、土地の状況についてですが、25年ほど前この付近に私も田を借りていたことがあります。水が田に来なくなったことから、耕作をやめた経緯があります。そのあと、5、6年前にすぐ近くに申出土地の所有者が共同住宅を作られましたが、その横が申出の土地になります。水が無くて、すぐそばまでイノシシが来ているような状況の場所です。

続いて6番ですが、2月24日に現地を見てまいりました。ここは地主さんが高齢で施設に時々通われていて跡取りもない状況から、早く土地を売りたいという意向を示されています。

7番も2月24日に現地を見てまいりましたが、同じような状況です。この付近もイノシシが出るような場所です。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 富川委員が言われたとおりです。

議 長 5番、6番、7番の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

5番の案件が緩和条例による建売住宅用地ですが、戸建て住宅以外の緩和条例による除外は認めることができないという農業委員会の方針によれば、同意できないとして回答しなければならないわけです。

3 番 3番阿波です。

農業委員会としては、今までの判断を踏襲し、戸建て住宅以外の緩和条例による除外は認めることはできないとなりましたが、農業畜産課としては除外を認めるという方向のもとで意見照会をしていると思いますので、それを私たちがどう考えるかだと思います。

議 長 いま阿波委員が言われたとおりだと思います。皆さんの判断をいただきたいと思います。

3 番 3番阿波です。私たちは現場を見ていないので、申請されている地元の農業委員の意見を尊重するのがいいのかなと私は思います。

副 会 長 私も現場を見てまいりましたが、休耕といいますが、荒れておりました。その横にはアパートが建っていて、状況としましては認めざるを得ないのではという印象では

ありました。

1 5 番 15番西尾です。地元の農業委員の説明もありましたし、考えるところはありますけれども、今までの判断の方向で行った方がいいと思います。

1 番 1番有馬です。たとえばですが、水田であれば湿田であつたり水が来なかつたりということで荒れることがあります。農地を確保するという観点から考えれば、転用の検討にあつては、地主の方には畑地転換の可能性を併せて検討していただくべきだと思います。

議 長 いろいろ意見も出ていますが、私も現地を見まして、現地を見た限りでは私も地域の農業委員の意見と同じですが、どこで線を引くかということで、ご判断いただきたいと思います。

意見も出尽くしたようですので、まず、5番の案件について採決を行いたいと思います。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手少数)

議 長 ありがとうございます。5番については賛成少数ということで、佐世保市長へ意見を付したいと思います。

議 長 6番、7番の案件について採択に入りたいと思いますが何かご質問はありますか。

1 5 番 15番西尾です。6番、7番の転用者は同じ業者になりますが、今回の用地がその地区においてどうしても必要なのか、会社の事業規模について教えてください。

事 務 局 転用者の会社はもともと産業廃棄物処理の事業をされていて、その事業所用地が中央にありまして、その両サイドが今回の6番、7番の土地になります。

まず資材置きについてですが、足場等の建築資材の保管場所を確保したいということとして、現在は事業所からかなり離れた場所に置いているので防犯上の理由等から、事業所の近くに置きたいという希望が以前からあった中で、今回地権者さんと折り合いがつかれたものです。

7番については駐車場用地ということですが、現在事業車輛を置く場所が確保されていないということで、資材置き場の中に随時停めていてそれを移動させながら作業を行なっているということで、作業効率が悪く、危険性もあるので、以前から駐車場用地を確保したいということで、今回地権者さんと話がついて申出されたものです。

それぞれ違った時期に話がついていたようですが、手続きとして同じタイミングでの申出提出となられています。

議 長 ほかに何かご質問はありますか。

7 番 7番川口です。地域の方からほこりの問題について少し聞いたことがありますが、この件につ

いて地域の方の意見はどうなっているのでしょうか。

1 2 番 12番富川です。駐車場に関しては問題ないと思います。資材置き場は足場とか重機を置かれると思いますが、ほこりがする場所はもう少し手前の方になりますので、今回の場所は問題ないと思います。

議 長 ほかに何かご質問はありますか。

委 員 なし

議 長 意見も出尽くしたようですので、6番、7番の案件について採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは5番につきましては異議あり、6番、7番の案件については異議なしとして佐世保市長へ回答します。大宅委員は入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 はい、それでは5番、6番、7番を除く案件につきまして、地区担当委員の意見を求めます。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。2月25日に原推進委員と現場の方を確認しまして、本人からの前からの要望でしたけれど、申請人の今の家の上の方が崖になっていて雨水も流れてくるとか、土砂災害の危険があるということで、どこかほかの所に土地がないかと探していたということです。

母親の名義になっている土地を申請人二人の名義に変えて、畑は現在作っていませんがこちらにどうしても転居したいということがあって、現場を確認しましたが、上の方は住宅で、すぐ下は道路でその下は果樹園ということで、問題ないかなと思います。

それで、同居している母親も高齢なので安心できる場所に住ませたいということで申請されています。問題ないということで判断しました。

議 長 次に、2番、江上地区。

2 番 2番の川上です。2月22日に北村推進委員と現地確認を行いました。

申出人の自宅の横に自宅を建てられた後の残地がありまして、その残地に太陽光発電施設を設置されるものですので、隣接土地への影響等問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 自宅の横ということで、耕作もされていませんでやむを得ないのかなと思います。

議 長 次に、3番、柚木地区。

8 番 8番小川です。2月25日に宮崎推進委員と現地を見てまいりました。

地主の方にも話を聞きまして、申出人は娘婿ということでして、周りに耕作をされている方との話もついているということでして、生活排水も浄化槽で処理して公共の側溝に流すということで、被害防除計画が予定どおり実施されれば問題ないと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 小川委員の報告のとおり、被害防除計画のとおり実施されれば問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、4番、中里地区。

1 1 番 11番近藤です。2月23日に永田推進委員と現地を見てまいりました。

申請地に隣接して優良農地がありまして、緩和条例による共同住宅の建設は、営農に支障があると思われます。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 近藤委員の言われたとおりです。以上です。

議 長 次に、8番、9番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。2月24日に近藤推進委員と現地の確認をしてきました。

8番の申出人は専業農家で、倉庫が手狭で農機具は外に出している状態なので、営農環境の改善ということで、屋敷を大きくして営農に努めたいということなので何ら問題ありません。

9番についてもいちご農家の方で、駐車場や倉庫用地が足りないということで、同じく営農環境の改善ということで何ら問題ありません。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 水口委員から説明がありましたとおりです。以上です。

議 長 次に、10番、11番、世知原地区。

- 1 4 番 14番田中です。2月23日に岩佐推進委員と現地確認をしてまいりました。
- 10番の案件ですが、まず、地域住民と茶園の関係について話をさせていただきます。
- 世知原の山の上に板山地区という地区がありまして、標高420メートルですけれども比較的平坦な地区でして、そこに20ヘクタールの茶園がありましてその横に5軒の集落がございます。
- 事の発端は3年前にここに風力発電を2機設置する計画を茶園と業者で立てられまして、その風力テストを1年間するためのポール設置の同意を取り付けてテストを始めたところに、自然保護団体が出てきまして全員が反対に変わって、業者は途中で撤退することとなりました。
- その後、茶園が太陽光発電の計画をしているところです。
- 現地確認の結果ですが、20ヘクタールの茶園の西側の一番高いところに山頂部の一団地がありましてそこが太陽光の予定地です。
- この5軒の家からは太陽光パネルは見えませんし、また、一般の人が入ってくるような土地でもございません。
- 雨水の問題ですけれども、山の尾根ということで、防除計画も最大の雨量を想定して側溝を作りクローバーを植えたりして浸透能力を上げるという計画をされておりますので、周囲に影響はないと思われまます。以上です。
- 11番ですが、転用者と土地所有者は親戚関係にありまして、2年前に土地所有者が2筆の田を譲り受けていたのですが、転用者の長男が帰ってきて家を建てたいが、適当な土地がなかったの土地を戻すということです。工事関係で周囲に迷惑をかけるようなものはなにもないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 岩佐委員 田中委員が言われたとおりです。
- 10番に関しては、農用地から除外されれば農地転用についても許可するしかないと思います。
- 11番については特に問題ありません。
- 議 長 次に、12番、13番、江迎地区。
- 1 7 番 17番松永です。2月25日に小川推進委員と現地を見てまいりました。
- 12番の案件ですが、場所は中学校の前でして、店が一軒もない場所ですが、西九州自動車道のインターの計画もあり、問題ないと見てまいりました。
- 13番ですが、水田ですけれども一帯が荒れておりまして、やむを得ないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 小川委員 何ら問題ないと見てまいりました。よろしくお願ひします。

いと思います。

4番、10番を除く案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。4番、10番を除く案件については異議なしとして佐世保市長へ回答します。

続いて、4番について採決を行いたいと思います。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手少数)

議長 ありがとうございます。4番については賛成少数ということで、佐世保市長へ意見を付したいと思えます。

続いて、10番について採決を行いたいと思います。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは先に審議した案件を除く第84号議案につきましては、4番を除いて異議なしとして佐世保市長へ回答します。

次に、第85号議案「佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第85号議案佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明します。

1番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、奥山町の3筆。地目は台帳畑、現況樹園地。面積は3筆合計1,639㎡。対象作物は果樹。土地名義人は記載のとおりです。編入予定の農地区分は農用地区域の樹園地。場所は奥山町公民館付近。変更理由は国庫等補助の対象農地とし、営農を続けていくため編入を希望するもの。変更内容は農用地区域への編入です。

2番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、次ページの別紙のとおりとなりまして、宮津町、長畑町の計107筆です。地目は台帳畑等、現況畑等。面積は107筆合計59,515㎡。対象作物は果樹。土地名義人は記載のとおりです。編入予定の農地区分は農用地区域の樹園地。場所は茅原公民館付近。変更理由は基盤整備事業の対象農地とし、営農を続けていくため編入を希望するもの。変更内容は農用地区域への編入です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の意見を求めます。1番、2番、宮地区。

3番 3番の阿波です。2月22日に坂口推進委員と現地の方を確認してきました。

1番の案件に関しましては、樹園地として補助事業を受ける際に農用地以外では受けられませんので編入を希望されるもので、現在みかんを作っておられますので、問題ないと思われま
す。

2番の案件については、現在、かんきつ関係で基盤整備事業と渇水対策としてかん水事業を
国の事業で進めているところです。その中で、すべての事業対象地を農用地区域にして事業を
進められるもので、問題ないと思われま

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 いま、阿波委員が言われましたとおり、問題ないものと思います。

2番の案件については地域の営農の発展のために関係するものですので、よろしくお願
いし
ます。

議 長 はい、以上の件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第85号議案については、異議なしとして佐世保市長へ回答
し
ます。

次に、第80号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局より説明を
お願
いします。

事 務 局 はい。第80号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。ま
ず、お送りしていた議案の中に記載漏れがありましたので、本日、差し替え分をお配りして
お
りますので、そちらをご覧ください。

1番、江上地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在、江上町の2筆。地目は、登記宅
地、ため池、現況畑。面積は2筆合計224.72㎡。転用目的は長屋住宅。施設は、長屋住宅1
棟、木造二階建、延床面積447.19㎡。併用地あり。敷地全体面積は996.7㎡。耕作者あり。
農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こ
ちら
は、鳥越公民館より北西に約330mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、
造
成計画は盛土最高1.15m、切土最高1.75m。擁壁を設ける。日照通風は建物高を加減、
6.49m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般
事
業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面
図
添付。造成計画縦横断面図添付。融資予定証明書等添付。都市計画法許可申請受付書
添
付。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、柚木地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在、潜木町。地目は、登記畑、現況畑。面積は585㎡。転用目的は住宅建築地。施設は、住宅1棟、木造二階建、延床面積127.62㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、潜木公民館より南に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は整地のみを行う。日照通風は建物高を加減、7.3m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書等添付。都市計画法関係は農業従事者住宅、許可不要です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、今回1番の案件は大宅委員が申請を代行されていますので、先に審議します。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番川上です。2月22日に北村推進委員と申請人立ち会いのもと、現地確認を行いました。申請地は農道と山に囲まれておりまして周辺には何も影響はありません。隣接地主の同意も得られておりまして、問題はないと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 本人とも話をしましたけれども、川上委員が言われるとおり、問題はないと思います。

議 長 はい、1番の案件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは1番の案件については許可相当として県に進達いたします。大宅委員は入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 はい、それでは他の案件につきまして地区担当委員の意見を求めます。2番、柚木地区。

- 8 番 8番小川です。2月25日に宮崎推進委員と現地を確認してまいりました。
申請者の自宅の建築になりますが、原因は不明ですが数年前から水が噴き出て地盤が沈んでいる状況ということでして、現在の自宅の向かい側の申請地に建て替えざるを得ないということですので、申請者の説明も聞き、やむを得ないと見てまいりました。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 宮崎委員 いまの報告のとおり問題ないと思います。以上です。
- 議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 なし
- 議 長 それでは、採決に入ります。この案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手多数)
- 議 長 ありがとうございます。それでは第80号議案については許可相当として県に進達いたします。
次に、第81号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。第81号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。
1番、宮地区。こちらは先月の総会の際ご報告した違反案件につきまして、簡易手続き相当として追認申請がなされたものです。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、城間町の2筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は2筆合計75㎡。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、住宅1棟。併用地あり。敷地全体面積は460.96㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第3種農地、市役所宮支所より約269m。参考事項としまして、こちらは、市役所宮支所より北に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高1.5m、最低0.7。擁壁を設ける。日照通風は緩衝地を設ける、3～7m。排水計画は雨水は道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。資金証明書添付。顛末書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出があっっています。都市計画法関係は連たん区域です。
2番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町直谷の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計427㎡。転用目的は自己用住宅建築の為。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積111.79㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、松原公民館より南に約380mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は切土最高0.4m。コンクリートにて舗装する。日照通風は建物高を加減、5.71m。排水計画

は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町直谷。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は1,035㎡。転用目的は貸駐車場。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、駐車場6台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、吉井北小学校より北に約340mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は整地のみを行う。日照通風は建築物等はないため、被害の恐れはない。排水計画は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。借受申出書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3 番 3番阿波です。2月22日に坂口推進委員と現地を確認してまいりました。
この案件は先月、違反転用の案件にあがったものですが、宅地の中の一部が農地で、買い足されたところも農地だったので、それを売買するということです。特に問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 阿波委員の報告のとおり、問題ないと思われます。

議 長 次に、2番、3番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。2月24日に近藤推進委員と現地の確認をしてまいりました。
2番については周辺も宅地化しておりますので、申請地が宅地化されたとしても周辺農地等に与える影響はほとんどないものということで、問題ないと思われます。
3番については駐車場用地としてですが、これにつきましても駐車場とすることによって、周辺農地等に与える影響はほとんどないと判断してまいりました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 ただいま水口委員のほうから説明があったとおりです。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 9 番 19番の大宅です。3番の案件ですが、駐車場6台分で1,035㎡となっていますが、通常の指

針上の面積から非常に離れていますが、何か理由がありますか。確認させてください。

事務局 今回の場所は1,035㎡ありますが、そのうち法面になっていて使えない部分が265㎡、使える部分が770㎡でして、これに対して6台ということで広めの設定になっていますけれども、ここに駐車する車両というのが、中型バスとか4トントラックを4台ほど、それと普通自動車を2台という設定になっておりまして、土地の形状からしましても、転回のスペース等をとるとなった時に必要な敷地として、妥当な面積ではないかと判断しております。

議長他に何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員なし

議長それでは、採決に入ります。この案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員(挙手多数)

議長ありがとうございます。それでは第81号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第82号議案「農地改良届について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第82号議案農地改良届について、ご説明します。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、針尾東町。地目登記田、現況休耕。農地面積及び施工面積は1,236㎡。農地改良を必要とする理由は、極度な湿田のため、嵩上げてかんきつ苗育苗畑とする。参考事項としまして、こちらは古里公民館から北東に約160mの位置にあります。作付計画はかんきつ苗。作付予定日は平成31年2月28日。工事期間は平成30年3月1日から平成30年9月30日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は針尾東町。土の種類は歴混土、耕作土。埋め立て高さは最高1.5m、最低1m。土の量は1,235㎥。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内農用地です。

2番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、長畑町。地目登記田、現況田。農地面積及び施工面積は202㎡。農地改良を必要とする理由は、嵩上げて樹園地として利用する。参考事項としまして、こちらは長畑町公民館尾崎分館から北に約80mの位置にあります。作付計画はみかん。作付予定日は平成31年2月28日。工事期間は平成30年3月1日から平成30年9月30日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は宮津町。土の種類は赤土。埋め立て高さは最高1m、最低0.6m。土の量は120㎥。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内農用地です。

3番、日宇地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、日宇町の一筆の一部。地目登記田、現況田。農地面積及び施工面積は605㎡。農地改良を必要とする理由は、隣接農地と一体的に利用できるよう嵩上げをしたい。参考事項としまして、こちらは日宇町一二組公会堂から北東に約160mの位置にあります。作付計画は菊。作付予定日は平成30年8月30日。工事期間は平成30年2月28日から平成30年4月30日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取

場所は白岳町。土の種類は砂質土、耕作土。埋め立て高さは最高0.8m。土の量は484m³。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振外です。

4番、鹿町地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、鹿町町長串の一筆の一部。地目登記畑、現況畑。農地面積及び施工面積は360m²。農地改良を必要とする理由は、農地を嵩上げし、隣接原野と一体利用したい。参考事項としまして、こちらは長串憩いの広場から南に約400mの位置にあります。作付計画はみかん、オリーブ。作付予定日は平成30年4月2日。工事期間は平成30年3月1日から平成30年4月1日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は鹿町町長串。土の種類は山土。埋め立て高さは最高1m。土の量は360m³。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、2番の宮地区の案件が阿波委員に関する案件となっていますので、先に審議します。阿波委員は一時退席願ひます。

～阿波委員退席～

議 長 それでは2番、宮地区の案件につきまして、宮地区の坂口推進委員から調査結果の報告をお願ひいたします。

坂口委員 2月22日に届出人の阿波委員と現地を確認してきました。この水田に隣接する場所に届出人のみかん畑がありまして、かさ上げして一体的に利用したいとのことでした。シートマルチをした際の排水等考慮されているようで、隣接した農地への影響もなく、農地の有効利用ができるものと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 2番の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。2番の案件について賛成の農業委員の挙手をお願ひします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは2番については受理といたします。阿波委員は入室し、着席してください。

～阿波委員着席～

議 長 はい、同様に4番、鹿町地区の案件が山口英男推進委員に関する案件となっていますので、先に審議します。山口英男推進委員は一時退席願ひます。

～山口英男推進委員退席～

- 議 長 それでは、地区担当農業委員の調査結果をお願いいたします。4番鹿町地区。
- 1 8 番 18番内野です。2月22日に現地を確認しました。周りも申出人本人の土地ということで、何ら問題はないと判断しております。以上です。
- 議 長 4番の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 なし
- 議 長 それでは、採決に入ります。4番の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手多数)
- 議 長 ありがとうございます。それでは4番については受理といたします。山口英男推進委員は入室し、着席してください。

～山口英男推進委員着席～

- 議 長 はい、それでは2番、4番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、針尾地区。
- 1 番 1番有馬です。2月25日に原推進委員と現地を確認してまいりました。
いま現在、届出地の上のほうも土地改良ということで土を入れてみかん畑にするということで作業が進んでいるところで、届出地も埋めて、かんきつ苗の育苗畑にするということでございます。
施工計画は記載のとおりで特に問題ないと見てまいりました。
- 議 長 次に、3番、日宇地区。
- 6 番 6番浦です。2月25日に磯本推進委員と現地を確認してきました。
田がいびつな形になっておりまして、2枚の田を1枚にしてハウスを建設して菊を作りたいということで後継者の方ががんばっておられます。問題ないと思います。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 磯本委員 浦委員の報告のとおり問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。以上の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第82号議案についてはすべて受理することとします。
次に、第83号議案「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第83号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は小島町、地目は登記畑、現況宅地、面積115㎡、願出の理由、昭和49年7月5日付、転用目的住家で、農地法第5条届出受理済。昭和50年8月1日に目的どおり転用完成。現在も宅地となっている。参考事項としまして、こちらは小島交番より北に約50m の位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

以上1件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、佐世保地区。

7 番 7番の川口です。2月23日に皆瀬地区の山口推進委員と現地を見てまいりました。
市街化区域であって特に問題はないかと見てまいりました。ご審議よろしく願いします。

議 長 はい、調査に同行された山口良行推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 いま川口委員が言われましたとおり問題ないと思います。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第83号議案について証明書を交付いたします。
次に、第86号議案「非農地通知の取消について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第86号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。

平成29年11月27日開催の第6回及び平成30年1月26日開催の第8回農業委員会総会において「非農地」と判断した土地について、申出により現地再調査を行った結果土地位置等の確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。

土地の所在は「針尾地区」「小佐々地区」の2筆で、地目、面積等は記載のとおりです。

現地再調査日は、針尾地区が平成30年2月9日で、小佐々地区が平成30年1月25日です。

現況につきましては、針尾地区が一部耕作中で、小佐々地区が一部保全管理でした。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者の方に送ることになります。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 はい、2番の案件は大宅委員が申出に関係されていますので、先に審議します。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議長 2番の案件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは2番の案件については取消通知を行うこととします。大宅委員は入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議長 1番の案件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第86号議案については、取消通知を行うことといたします。

次に、第87号議案「非農地通知について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第87号議案非農地通知について説明いたします。
今回の非農地通知案件は127筆です。面積は64,576.32㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者76名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第87号議案について非農地通知を発出することとします。
次に、第88号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第88号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町及び江上町5筆、地目は登記田及び畑、現況田、畑及び樹園地。面積計5,637㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。
2番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地重尾町、地目は登記田、現況休耕地。面積1,474㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。
以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番川上です。2月22日に北村推進委員と譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。譲渡人と譲受人とは親子関係でありまして、これまでと同様に耕作されるため問題ないと見てまいりました。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 本人とも話をしましたが問題ないと思います。

議 長 次に、2番、早岐地区について、私から申し上げます。

5 番 2月24日に久野推進委員と本人立ち会いのもと現地を見てまいりました。
十分耕作をされている農家です、何ら問題はないと思っております。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 八並会長が言われたとおり問題ないと思います。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第88号議案については許可といたします。

次に、第89号議案「納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 第89号議案納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について、ご説明いたします。

3年に一度の継続証明対象者は世知原地区2名、宇久地区2名、江迎地区1名、鹿町地区1名の合計6名となります。継続の届出を税務署及び県北振興局に提出しなければなりません
が、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回の議案として上程しています。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、世知原地区。

1 4 番 14番の田中です。2月25日に岩佐推進委員と現地を確認してまいりました。
対象農地は耕運されてきちんと管理されておりました。継続証明を交付することに問題はありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 田中委員が言われたとおり問題はないと思います。

議 長 次に、3番、4番、宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。2月23日、24日に菅推進委員と現地を確認してきました。
4番の案件については家族従事者が体調を崩されて一部の筆については保全管理となっ
ていましたが問題ないと見てまいりました。

議 長 次に、5番、江迎地区。

1 7 番 17番松永です。2月25日に小川推進委員と本人立ち会いのもとに調査いたしました。
対象農地はきちんと管理されていました。継続証明を交付することに問題はありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 別に意見はありません。問題ありませんでした。

議 長 次に、6番、鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2月22日に山口推進委員と確認しました。対象農地はきちんと管理されてい
ましたので、継続証明を交付することに問題ははありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 いま内野委員が言われたとおりです。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

6 番 6番の浦です。4番の案件ですけれど担当農業委員から一部保全管理という報告がありました
が、耕作しなくても問題ないのでしょうか。

事 務 局 保全管理でも問題はありません。

議 長 ほかに何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第89号議案「納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について」、継続証明を交付することといたします。

次に第90号議案「佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。第90号議案佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、ご説明いたします。

毎年1月から12月までの間に貸借契約の締結、公告が完了した農地の貸借に係る賃借料を算出しております。算定の基礎としては、毎月ご審議していただいております農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定で、かつ、賃借権が設定されている案件になります。

なお、当然、毎年の審議案件の数や、借賃の金額の設定など、個々の契約内容によって異なるため非常に波があります。今回の結果としましては、水田と飼料畑が増加、畑のその他が減少となっており、増加につきましては、市内平均で2,000円程度の幅に納まっています。ただ、畑のその他の樹園地やハウスについては、減少幅が大きく、樹園地で△4,100円、ハウスで△26,600円という結果になっております。

しかしながら、先ほどもお話ししましたとおり、貸借の対価である借賃は、その年その年の貸し手、借り手の皆さんの状況や圃場の条件などによって、大きく変動することは考えられると思われれます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第90号議案について承認いたします。案を削除願ひます。続きまして、第91号議案「農用地利用集積計画(案)について」、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。第91号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区3件、三川内地区2件、早岐地区3件、柚木地区1件、相浦、九十九地区1件、吉井地区2件、世知原地区2件、宇久地区1件、小佐々地区1件、江迎地区5件、鹿町地区2件の計24件です。

また、所有権の移転は、針尾地区2件、宮地区1件、宇久地区1件の計4件で、合計28件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の3番は、宮地区の坂口推進委員の案件になりますので、こちらを先行した形でご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、利用権設定案件の3番が坂口推進委員に関する案件となっていますので、先に審議します。坂口推進委員は一時退席願います。

～坂口推進委員退席～

議 長 3番の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは3番について承認いたします。坂口推進委員は入室し、着席してください。

～坂口推進委員着席～

議 長 はい、それでは3番を除くほかの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第91号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第92号議案「農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。第92号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件、三川内地区2件、柚木地区2件、世知原地区1件、江迎地区1件、鹿町地区1件の計8件申し出がありました。氏名並びに

権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第92号議案については承認されましたので、(案)を削除願ひます。

次に、第93号議案「農用地利用配分計画(案)について」、事務局より説明をお願ひいたします。

事 務 局 失礼します。第93号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、宮地区2件、三川内地区3件、柚木地区3件、世知原地区1件、江迎地区1件、鹿町地区1件の計11計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第92号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第93号議案については承認されましたので、(案)を削除願ひます。

続きまして、報告事項に移ります。報告1「農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理についてご説明いたします。

先月の総会の際にご説明しておりましたが、江上地区1件について、取下願を受理しておりま

す。以上、報告いたします。

議 長 報告2「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年1月25日付局長専決事項として日宇地区1件、佐世保地区1件、平成30年2月6日付局長専決事項として日宇地区1件、相浦、九十九地区1件、平成30年2月13日付局長専決事項として相浦、九十九地区1件の計5件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年1月31日付局長専決事項として相浦、九十九地区2件、平成30年2月6日付局長専決事項として早岐地区1件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4「農地転用許可不要案件の受理について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農地転用許可不要案件の受理について。農業用施設として宮地区で1件、また、次のページは電気通信事業の施設として三川内地区で1件の計2件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告5「裁判所及び法務局への農地現況回答について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 裁判所及び法務局への農地現況回答について。早岐地区の法務局照会に対しましては、本件は違反転用であり追認見込みで指導することを伝えていましたが、その手続きを経ずに法務局へ地目変更登記申請がなされたもので、本来であれば、照会が来た際、現地調査を行い回答をすることとなりますが、農地法上の整理ができるにもかかわらず、それを行っていない状態で回答を行うことは、適正な農地法の運用に支障をきたすこととなるため、調査等については実施しない旨回答しました。また、柚木地区の裁判所照会につきましては、当初、位置図等の現地を特定する資料の提供がありませんでしたので、現況については不明と回答しておりましたが、その後、資料の提供があったため、改めて、調査を行い回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告6「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 失礼します。報告6農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、宮地区1件、吉井地区1件の計
2件受理しております。以上報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願
いします。
- 事務局 【平成29年農地利用状況調査結果について】
- 事務局 【3月以降の農業委員会業務予定について】
- 事務局 【農地利用最適化アンケート調査票の回収状況について】
- 事務局 【3月分の活動記録簿と農地利用最適化推進業務活動報告書の回収方法について】
- 事務局 【全国農業新聞の普及推進状況について】
- 議長 ありがとうございます。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願い
します。
- 副会長 本日は、皆さんたいへん長時間に亘り慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これ
をもちまして、第9回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。